

所管部課	企画財政部 企画政策課		部長	神山 尚	
件名	東大和市組織条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関	総務部、まちづくり部			
<p>1 要旨</p> <p>令和5年4月1日付の組織改正に向け、地方自治法第158条の規定に基づく市長の直近下位の内部組織の分掌事務を見直すものである。</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>学校施設の更新など公共施設全体の老朽化対策や将来の都市づくりの推進等が課題となる中、公共施設の営繕業務等の効果的・効率的な実施に向けて事務分掌の移管を行う。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>まちづくり部の事務分掌のうち、次のものを総務部に移管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設及び営繕に関すること。 <p>(3) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>公共施設の営繕業務等の効果的・効率的な実施が図られる。</p>					
2 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済み。					
3 留意事項（問題点等）					
4 主管部処理案（検討結果等）					
令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。